

産後ケア委託料における加算の創設について

1 経緯

- 国は、誰もがより安全で安心して利用できる産後ケア事業の環境を整えるため、令和6年度から「支援の必要性が高い産婦の受入れ」に対する加算を設け、産後ケア事業の全国展開を図っている。
- 産後うつ等によりメンタル面が不安定など、支援を要する産婦の受入れについて、対応が困難な施設が一定数存在している。

2 加算内容

○要支援産婦受入加算

加算要件	産後うつ等によりメンタル面が不安定など、産後ケアを利用するにあたり支援が必要であると区が認めた産婦を受け入れた場合
加算額	1人あたり日額7,000円
対象施設	区と産後ケア事業委託を締結する施設（宿泊型・日帰り型）

3 予算額

歳入	3,360千円
歳出	3,360千円

4 スケジュール

令和7年4月

産後ケア委託料の加算適用